

## 一戸町奨学金返還支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内事業者の人材確保及び地元就職の促進並びに町民の定住促進を図るため、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金返還支援制度を活用して従業員の奨学金を代理返還する事業者に対し、予算の範囲内において、一戸町奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、一戸町補助金交付規則（昭和39年一戸町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程に限る。）をいう。
- (2) 奨学金 機構が貸与する第一種奨学金又は第二種奨学金をいう。
- (3) 事業者 現に事業を営む法人をいう。
- (4) 正規雇用労働者 次に掲げる条件を全て満たす従業員をいう。
  - ア 事業者から直接雇用され、かつ、事業者から期間の定めのない正規の従業員として雇用されていること。
  - イ 1週間の所定労働時間が30時間以上であること。
  - ウ 就業規則等に基づく長期雇用を前提とした待遇（賃金の算定方法、支給形態、賞与、退職金、定期的な昇給及び昇格等をいう。）を受けていること。
  - エ 雇用保険の被保険者であること。
- (5) 代理返還 雇用する従業員が大学等の就学のため貸与を受けた奨学金の返還を支援するため、事業者が機構の奨学金返還支援（代理返還）制度を活用し、就業規則等に基づき、年1回以上当

該従業員に代わり機構に返還額の全部又は一部を返還することをいう。

(補助金の交付対象者及び対象従業員)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 人材確保及び町内定住の促進のため、代理返還の対象となる従業員（以下「対象従業員」という。）の支援をすることについて賛同し、第6条の規定による認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）であること。
- (2) 対象従業員の奨学金について代理返還を滞りなく行っていること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。
- (4) 一戸町暴力団排除条例（平成27年一戸町条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員並びにこれらと密接な関係を有していないこと。
- (5) 町税の滞納がないこと。
- (6) その他町長が不相当と認める事業者でないこと。

2 対象従業員は、次の各号のいずれにも該当する正規雇用労働者とする。

- (1) 町内に住所を有し、町内若しくは町外の事業所に勤務していること、又は町外に住所を有し、町内の事業所に勤務していること。
- (2) 事業主と利益を一にする者でないこと。
- (3) この要綱に基づく補助金以外の奨学金の返還に係る補助等を受けていないこと。
- (4) その他町長が不相当と認める者でないこと。

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付対象期間は、対象従業員1人につき、120月を上限とする。

(補助率等)

第5条 補助金の補助率及び会計年度ごとの対象従業員1人につき補助金の上限額は、別表のとおりとする。

(認定の申請等)

第6条 第3条第1項第1号の認定を受けようとする事業者は、一戸町奨学金返還支援補助金認定事業者申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 定款の写し
- (2) 会社概要(会社案内又はパンフレット等)
- (3) 奨学金返還支援制度を定めている就業規則等の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、一戸町奨学金返還支援補助金認定事業者通知書(様式第2号)により当該事業者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により認定をした事業者が希望しない場合を除き、その法人の情報(法人名、所在地、業種及び認定年月日等)を公表するものとする。

4 認定事業者は、申請内容に変更が生じたとき、又は第3条第1項各号に掲げる要件に該当しないこととなったとき、若しくは認定の廃止を受けようとするときは、一戸町奨学金返還支援補助金認定事業者変更・廃止届出書(様式第3号)により、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする認定事業者は、補助金交付年度の4月分から3月分までの補助金について、一戸町奨学金返還支援補助金交付申請書(様式第4号)に対象従業員に係る次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度の11月1日から12月31日までに町長に提出しなければならない。ただし、第4号及び第5号の書類につ

いては、2年目以降に申請する対象従業員分を省略することができる。

- (1) 補助金交付対象従業員証明書（様式第5号）
- (2) 住民票の写し
- (3) 奨学金の返還状況を証する書類（奨学金返還証明書又はスカラネット・パーソナルの「詳細情報」の画面印刷等）
- (4) 労働条件通知書又は雇用契約書の写し
- (5) 雇用保険に加入していることが確認できる書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等）
- (6) その他町長が必要と認める書類  
（補助金の交付決定等）

第8条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、一戸町奨学金返還支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により当該認定事業者へ通知するものとする。

（補助金の変更等）

第9条 補助金の交付の決定を受けた認定事業者は、第7条の規定により申請した内容を変更しようとするときは、一戸町奨学金返還支援補助金変更承認申請書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、変更の可否を決定し、一戸町奨学金返還支援補助金変更交付承認（却下）通知書（様式第8号）により当該認定事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助金の交付の決定を受けた認定事業者は、補助金を請求しようとするときは、一戸町奨学金返還支援補助金請求書（様式第9号）に納付書控え等の機構に対象従業員の奨学金を代理返還したことを証する書類を添えて、補助金交付年度の3月31日までに町長に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取消し)

第11条 町長は、補助金の交付決定を受けた認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、一戸町奨学金返還支援補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により当該認定事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金の全部又は一部を交付しているときは、一戸町奨学金返還支援補助金返還命令書(様式第11号)により当該認定事業者に対し期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第13条 前条の規定により補助金の返還を命ぜられた認定事業者は、これを期限までに納付しなかったときは、期限の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、当該未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付額を控除した額)に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を町に納付しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和7年7月1日から適用する。

別表（第5条関係）

対象従業員	補助率及び補助上限額
町内に住所を有し、町内の事業所に勤務している場合	認定事業者が代理返還した額の2分の1以内の額（千円未満切捨て）とし、上限12万円とする。
町内に住所を有し、町外の事業所に勤務している場合	認定事業者が代理返還した額の4分の1以内の額（千円未満切捨て）とし、上限6万円とする。
町外に住所を有し、町内の事業所に勤務している場合	認定事業者が代理返還した額の4分の1以内の額（千円未満切捨て）とし、上限6万円とする。